

第4部 推進に向けて(推進編)

1. 法に基づく取り組み

(1) 景観法の活用

- ① 景観計画による事前協議の徹底
 - 方針－目標の姿の広報・普及の徹底
 - 景観形成指針(目標基準)による事前協議の徹底
- ② 法に基づく届出行為、行為の制限の運用
- ③ 景観重要建造物・樹木及び景観重要公共施設の指定に向けての候補の洗い出し
- ④ 景観協議会、景観整備機構の設置による協働の景観まちづくりの推進
- ⑤ 景観協定地区指定等による協働の景観まちづくりの推進

(2) 都市計画法の活用

- ① 景観地区の活用(重点地区から景観地区へ、または重点地区を含む周辺の景観地区指定など)
- ② 地区計画、緑地保全地区、特定用途制限 などの活用

(3) その他の既存法の活用

- ① 建築基準法、都市緑地法、屋外広告物法の活用
- ② 河川法、海岸法、港湾法、道路法、文化財保護法、農地法、環境基本法 などの活用

2. 自主的取り組み

(1) 景観まちづくり活動への支援等

① 全市的な取り組み

○表彰・助成(まちづくりプラン賞など)

② 重点地区、景観協定地区等での取り組み

○景観形成への助成(金銭的、物的支援)

○景観まちづくり活動への支援(技術的、人的支援)

○協働の景観まちづくり事業(リーディング事業、モデル事業、公共事業の指針、ガイドライン等)

(2) 庁内関連部局との整合・連携

① 企画課:「第3次浦添市総合計画」など

② 都市計画課:「浦添市都市マスタープラン」、「浦添市緑の基本計画」など

③ その他、土地利用、環境、観光、文化財等の部局、計画 など

(3) 県・国との連携強化

① 企画調整課:「沖縄振興計画」など

② 都市計画・モノレール課:「沖縄県景観計画」、「沖縄県都市マスタープラン」、「沖縄県広域緑地計画」など

③ 中部土木事務所、那覇港港湾事務所:「港湾計画」 など

④ 沖縄総合事務局、建設弘済会:「美ら島沖縄風景づくりガイドプラン」 など

(4) 審議会

① 景観まちづくり計画の策定、重点地区の指定、行為の制限の事前届出制等に伴う助言・指導を行う。

② 景観重要建造物・樹木の指定、その他景観に関する基本的事項又は重要な事項について審議する。

(5) 景観まちづくり市民会議

① 協働の景観まちづくりに関する重要案件を検討し、事務局や市等へ提案を行う。

(6) アドバイザー制度等

① 景観まちづくり行政の円滑な運営のため、大規模行為等の届出や協働の景観まちづくりに関する調整事項について、事務局等へ技術的指導・助言を行う。

(7) 庁内連絡協議会

① 協働の景観まちづくりを効果的な役割分担のもとに推進するため、庁内の横断的な取り組みを見据えた関連部局の意志統一・調整・整合を図る。